

前 金	部 分 払
有	0 回

令 和 3 年 度
河川教総 第 1-2 号

津市立豊津小学校駐車場整備等工事に係る実施設計等業務委託設計書

委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書（三重県）及び業務委託監督員の指示による。

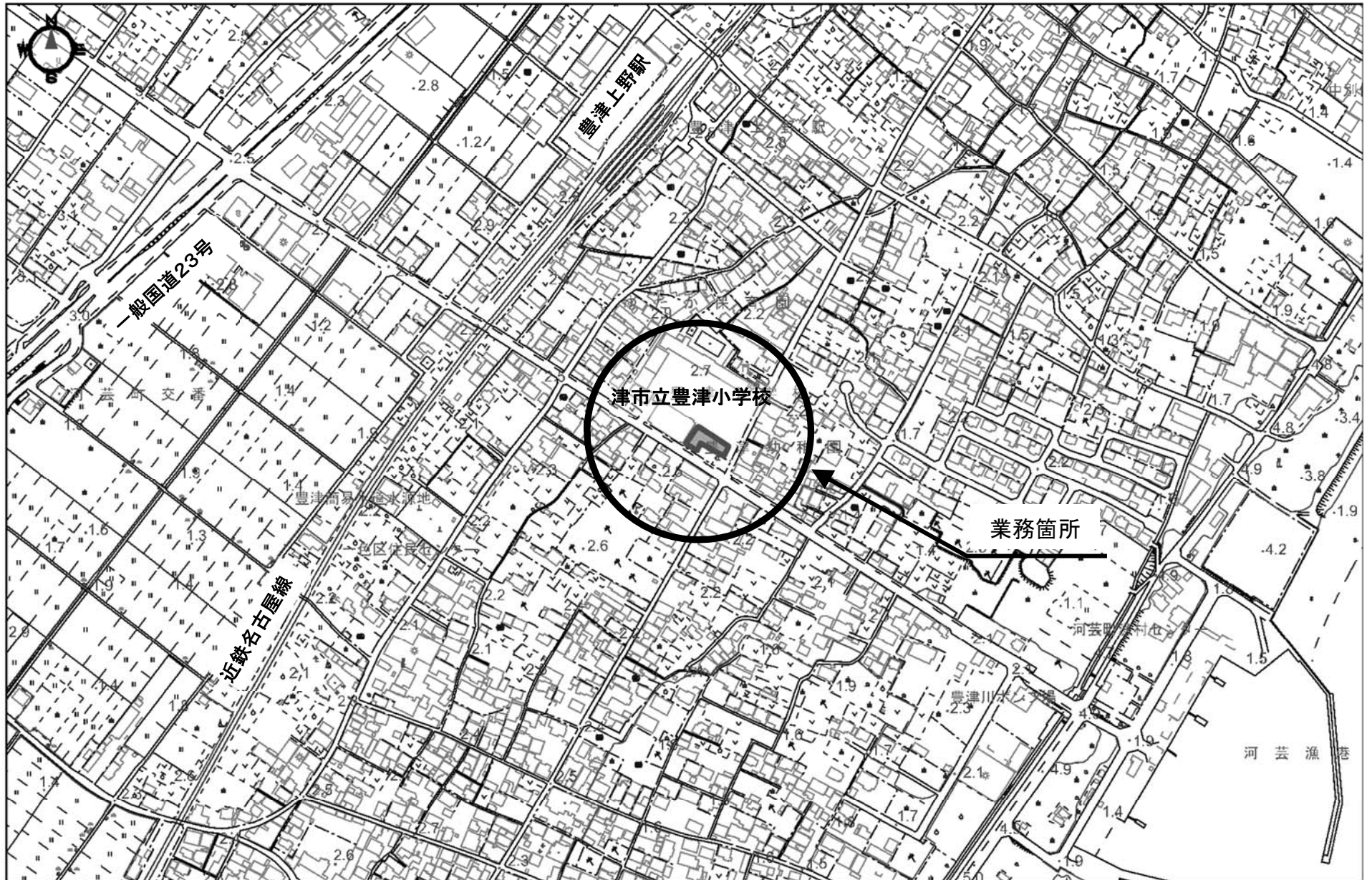
津市
建設部河川排水推進室

令和 3 年度		河川教総 第 1-2 号		業 務 委 託 設 計 書	
委託場所	津市河芸町一色地内			室長	
				検算者	
委託名	津市立豊津小学校駐車場整備等工事に係る実施設計等業務委託			担当主幹	
				担当副主幹	
設計額	(うち消費税等相当額)			設計者	
履行期間	令和3年12月24日限り				
長	-	巾	-		
業 務 の 大 要					
実施設計 一式					

位置図

令和3年度河川教総第1-2号

津市立豊津小学校駐車場整備等工事に係る実施設計等業務委託



設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量業務								
01:測量・調査計画								
応用測量				式				
					1.000			
路線測量				式				第 0001 号 明細表
					1.000			
直接経費 (成果品作成費分)				式				
					1.000			
安全費 (率計上額)				式				
					1.000			
直接測量費計				式				
					1.000			
諸経費				式				
					1.000			
測量・調査計画業務価格				式				
					1.000			

設計内訳表

費目	工事区分	工種	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
地質調査業務								
02:地質調査								
調査費				式				
					1.000			
		室内試験		式				第 0002 号 明細表
					1.000			
直接経費 (成果品作成費分)				式				
					1.000			
直接調査費計				式				
					1.000			
純調査費				式				
					1.000			
諸経費				式				
					1.000			
地質調査業務価格				式				
					1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計・解析・調査業務								
03:設計・解析・調査								
造成設計				式				
					1.000			
実施設計				式				第 0003 号 明細表
					1.000			
直接経費（成果品作成費分）				式				
					1.000			
直接原価				式				
					1.000			
その他原価				式				
					1.000			
業務原価				式				
					1.000			
一般管理費等				式				
					1.000			

設 計 内 訳 表

費目	工事 区分	工種	種別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計・解析・調査業務価格				式				
					1.000			
合計業務価格				式				
					1.000			
消費税及び地方消費税相当額				式				
					1.000			
業務委託料				式				
					1.000			

[測量・調査計画]

第 0001 号 明細表 路線測量					1 式 (上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
作業計画 (路線測量)	業務				第0001号施工単価表
		1.000			
現地踏査 (路線測量)	式				第0002号施工単価表
		1.000			
中心線測量 (路線測量) 測点間隔 10m 曲線なし	km				第0003号施工単価表
		0.050			
縦断測量 (路線測量)	km				第0004号施工単価表
		0.050			
横断測量 (路線測量) 測点間隔 10m 測量巾 35 m 曲線数なし	km				第0005号施工単価表
		0.050			
合 計					

[地質調査]

第 0002 号 明細表 室内試験					1 式
					(上段 : 前回 下段 : 今回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
室内 C B R 用 試 料 採 取 変 状 土 70kg 採 取	箇 所				
		1.000			
変 状 土 C B R 試 験 設 計 C B R 2 モ ー ル ド	試 料				
		1.000			
合 計					

[設計・解析・調査]

第 0003 号 明細表 実施設計					1 式
					(上段 : 前 回 下段 : 今 回)
細 別 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
実施設計	業務				第0001号単価表
		1.000			
打合せ 業務着手時打合せ計上, 中間打合せ 2回, 成果物 納入時打合せ計上	業務				第0009号単価表
		1.000			
合 計					

作業計画（路線測量）					第 0001 号 施工単価表 1.000 業務 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
測量主任技師	人					
測量技師	人					
測量技師補	人					
合計	業務	1.000				
単位当り	業務	1.000	当り			

現地踏査（路線測量）					第 0002 号 施工単価表 1.000 式 当り	
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
測量技師	人					

現地踏査（路線測量）				第 0002 号 施工単価表 1.000 式 当り		
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
測量技師補	人					
機械経費	%					
材料費	%					
合計	式	1.000				
単位当り	式	1.000	当り			

中心線測量（路線測量） 測点間隔 10m 曲線なし				第 0003 号 施工単価表 1.000 km 当り		
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
測量技師	人					

中心線測量（路線測量）
測点間隔 10m 曲線なし

第 0003 号 施工単価表
1.000 km 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量技師補	人				
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				
機械経費	%				
材料費	%				
精度管理費	%				

中心線測量（路線測量） 測点間隔 10m 曲線なし			第 0003 号 施工単価表 1.000 km 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
合計	式	1.000				
単位当り	km	1.000	当り			
条 件 名 称 曲線数（単曲線換算） 測点間隔			条 件 値 曲線なし 測点間隔 10m			

縦断測量（路線測量）			第 0004 号 施工単価表 1.000 km 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
測量技師	人					
測量技師補	人					
測量助手	人					

縦断測量（路線測量）

第 0004 号 施工単価表
1.000 km 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				
機械経費	%				
材料費	%				
精度管理費	%				
合計	式	1.000			

縦断測量（路線測量）		第 0004 号 施工単価表 1.000 km 当り				
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
単位当り	km	1.000	当り			

横断測量（路線測量） 測点間隔 10m 測量巾 35 m 曲線数なし		第 0005 号 施工単価表 1.000 km 当り				
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
測量技師	人					
測量技師補	人					
測量助手	人					
測量技師	人					
測量技師補	人					

横断測量（路線測量）
測点間隔 10m 測量巾 35 m 曲線数なし

第 0005 号 施工単価表
1.000 km 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量助手	人				
機械経費	%				
材料費	%				
精度管理費	%				
合計	式	1.000			
単位当り	km	1.000	当り		
条 件 名 称			条 件 値		
曲線数（単曲線換算）			曲線数なし		
測点間隔			測点間隔 10m		
横断測量巾実数值			測量巾 35 m		

SJ0011 実施設計		第 0001 号単価表 1 業務 当り				
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
与条件の確認及び調査	業務	1.000			第0002号単価表	
実施設計の検討	業務	1.000			第0003号単価表	
実施設計図の作成	業務	1.000			第0004号単価表	
数量計算	業務	1.000			第0005号単価表	
概算工事費の算出	業務	1.000			第0006号単価表	
実施設計説明書の作成	業務	1.000			第0007号単価表	
照査	業務	1.000			第0008号単価表	
合計	式	1.000			作業量の補正	

SJ0011 実施設計		第 0001 号単価表 1 業務 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
単位当り	業務	1.000	当り		

SJ0021 与条件の確認及び調査		第 0002 号単価表 1 業務 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合 計	業務	1.000			
単位当り	業務	1.000	当り		

SJ0031 実施設計の検討		第 0003 号単価表 1 業務 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合 計	業務	1.000			
単位当り	業務	1.000	当り		

SJ0041 実施設計図の作成		第 0004 号単価表 1 業務 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	業務	1.000			
単位当り	業務	1.000	当り		

SJ0051 数量計算		第 0005 号単価表 1 業務 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	業務	1.000			
単位当り	業務	1.000	当り		

SJ0052 概算工事費の算出		第 0006 号単価表 1 業務 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合 計	業務	1.000			
単位当り	業務	1.000	当り		

SJ0061 実施設計説明書の作成		第 0007 号単価表 1 業務 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
合 計	業務	1.000			
単位当り	業務	1.000	当り		

SJ0071 照査		第 0008 号単価表 1 業務 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
合 計	業務	1.000			
単位当り	業務	1.000	当り		

SJ0080 打合せ 業務着手時打合せ計上, 中間打合せ 2回, 成果物納入時打合せ計上		第 0009 号単価表 1 業務 当り			
名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
合 計	業務	1.000			
単位当り	業務	1.000	当り		

令和3年度 河川教総第1－2号

津市立豊津小学校駐車場整備等工事に係る実施設計等業務委託

数量総括表

レベル1 : 測量・調査計画

レベル1 : 地質調査

レベル1 : 設計・解析・調査

工 事 数 量 総 括 表

レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
測量・調査計画							
	応用測量				式	1	
		路線測量			式	1	
			作業計画		業務	1	
			現地踏査		式	1	
			中心線測量	測点間隔10m	km	0.05	
			仮BM設置		km	0.05	
			縦断測量		km	0.05	
			横断測量	測点間隔10m 測量巾35m	km	0.05	
地質調査							
	調査費				式	1	
		室内試験			式	1	
			室内CBR用試料採取	変状土 70kg採取	箇所	1	
			変状土CBR試験	設計CBR 2モールド	試料	1	
設計・解析・調査							

工 事 数 量 総 括 表

レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
	造成設計				式	1	
		実施設計			式	1	
			実施設計		業務	1	設計範囲A=0.09ha
			打合せ	着手時・中間2回・納品時	業務	1	

設計条件項目表

項 目	設 計 条 件
工 期	令和3年12月24日限り
場 所	津市河芸町一色地内
設 計 対 象 面 積	0.09ha
業 務 区 分	実施設計
設 計 協 議	業務着手打合せ1回、中間打合せ2回、成果品納入打合せ1回
面 積 に よ る 補 正	有(種別：街区公園 実施設計)・無
地 形 に よ る 補 正	有()・無
作 業 難 易 度 に よ る 補 正	有(単純な広場が大部分を占める場合)・無
改修設計を含む場合の補正	有()・無

豊津小学校

縦断測量 L=50m

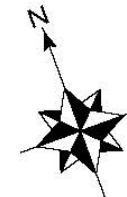
屋内運動場

豊津幼稚園
設計面積900m²

忠魂碑

市道上野白塚線

横断測量巾 L=35m



- 照明灯
- 立水栓
- M 水道メーター

[支線]
[ZTV柱]
[中電柱]

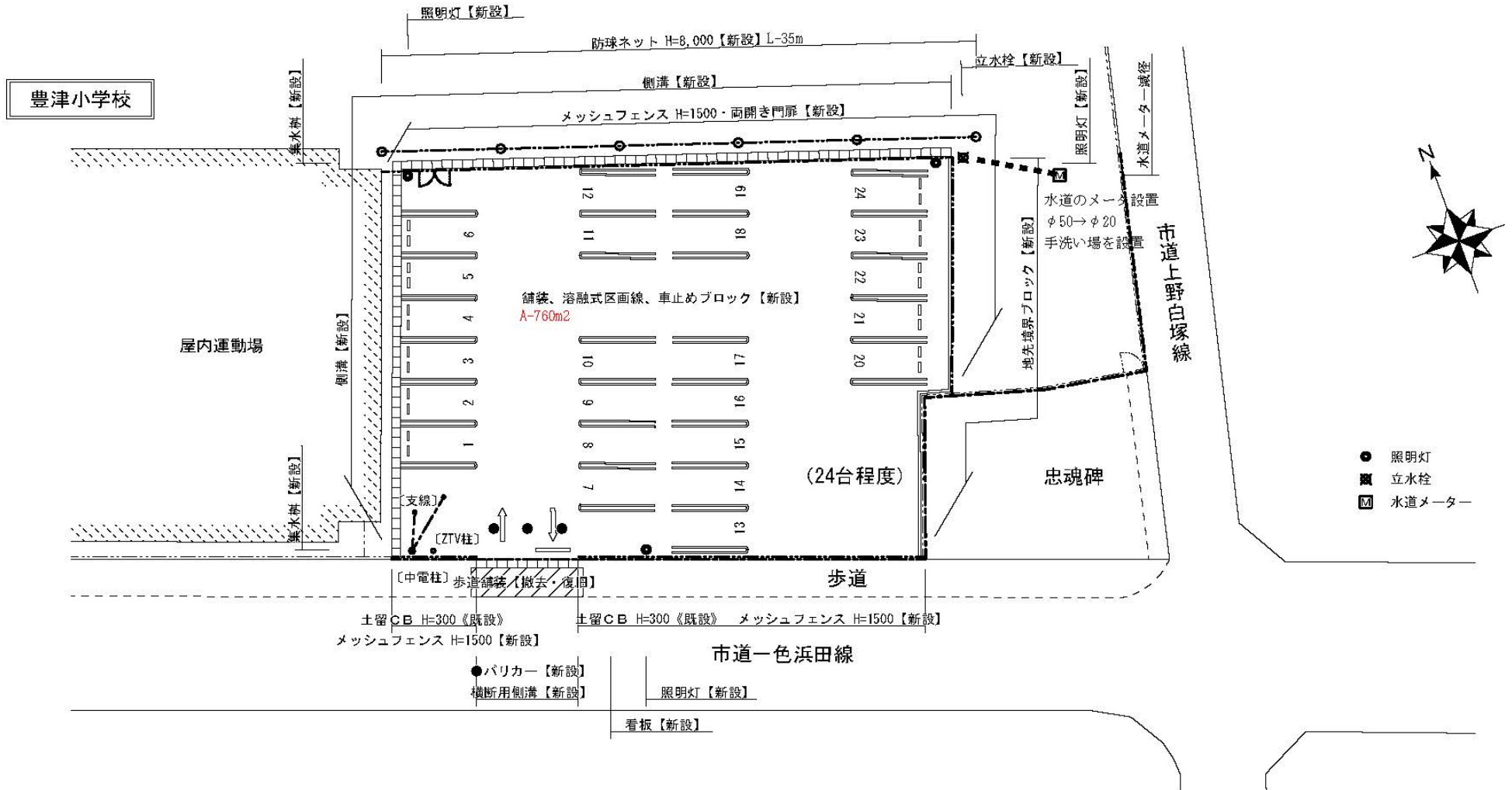
歩道

市道一色浜田線



...実施設計 A=0.09ha

基本設計図



特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、「令和3年度河川教総第1-2号 津市立豊津小学校駐車場整備等工事に係る実施設計等業務委託」(以下「本業務」という)に適用する。本業務を実施するにあたっては、三重県業務委託共通仕様書、本特記仕様書によるほか監督員の指示による。

(業務の目的)

第2条 本業務は、津市立豊津小学校駐車場整備に伴う基盤の造成や建造物の配置を計画し、諸施設について整備工事に向けて工事内容が十分に把握できる設計図書を作成することを目的とする。

(業務箇所)

第3条 業務箇所は、別紙のとおりとする。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和3年12月24日までとする。

(業務内容)

第5条 本業務の内容は、以下の項目で構成する。

5-1. 測量業務

設計対象区域である旧津市立豊津幼稚園敷地において路線測量を実施するものである。

路線測量	中心線測量	L=0. 05 km
	縦断測量	L=0. 05 km
	横断測量	L=0. 05 km (横断幅W=3.5 m)

5-2. 実施設計 A=0. 09 ha

(1) 与条件の確認および調査

- 1) 与条件や基本設計の把握と整理
- 2) 適用設計条件や設計基準の確認
- 3) 関連機関との調整内容の確認
- 4) 現地細部確認調査 (敷地境界、既存物の状況、供給処理設備など)

(2) 実施設計の検討

- 1) 基本設計内容の整合性確認
- 2) 意匠性・芸術性・独自性に関する検討と設定
- 3) 安全性・機能性に関する検討と設定
- 4) 施工性・市場性に関する検討と設定
- 5) 維持管理性に関する検討と設定
- 6) 既存施設の保全・撤去・再利用に関する検討と設定
- 7) 目標工事費との調整

(3) 実施設計図の作成

必要に応じて以下の設計図面を作成する。

- 1) 実施設計平面図 (縮尺 1:200～1:500)
- 2) 割付平面図 (縮尺 1:200～1:500)
- 3) 造成平面図 (縮尺 1:200～1:500)
- 4) 施設平面図 (縮尺 1:200～1:500)
- 5) 撤去平面図 (縮尺 1:200～1:500)
- 6) 供給処理設備平面図 (縮尺 1:200～1:500)

必要に応じて拡大平面図や各種系統別平面図を作成する。

- 7) 造成断面図 (縮尺 1:50～1:200)

必要に応じて園路縦断面図や排水縦断面図を作成する。

- 8) 各種施設の構造図 (縮尺 1:10～1:50)

必要に応じて図面特記事項を付記する。

(4) 数量計算

- 1) 図面および工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算
- 2) 実施設計の検討に伴う応力や容量の計算

(5) 概算工事費の算出

物価資料による単価、または見積り徴収による単価に基づいた工事費を算出する。

なお、本業務の予定工事費は18,600,000円(税抜)とする。

(6) 実施設計説明書の作成

検討資料を取りまとめた報告書を作成する。

(7) 照査

基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査、設計方法や設計手法の妥当性の照査、成果品の内容の適正照査を行う。

(打合せ)

第6条 以下のとおり行うものとする。

- (1) 業務の実施にあたって、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計・測量業務の主要な区切り並びに成果品納入時(成果物案の打合せ時を含む)において、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果を記録し相互に確認しなければならない。
- (3) 設計業務着手時及び成果品納入時(成果品案の打合せ時を含む)における打合せには、照査技術者も出席するものとする。

(中立性の確保)

第7条 受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

(提出書類)

第8条 受注者は、業務の着手及び完了にあたって下記の書類を提出しなければならない。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 管理技術者・照査技術者選任通知書
- (4) 業務計画書
- (5) 委託業務完成報告書
- (6) その他発注者が必要とする書類

(成果品の審査及び納品)

第9条 成果品の提出にあたっては、以下のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務完了後に発注者の成果品検査を受けなければならない。
- (2) 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、成果品検査後であっても受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

(疑義)

第10条 本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ、これを定める。

(成果品の提出)

第11条 納入する成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 実施計画図 | 2部 |
| (2) 実施設計報告書 | 2部 (金文字製本 A4版) |
| (3) 各種数量計算書 | 2部 (報告書内) |
| (4) 工事費算出書 | 2部 (報告書内) |
| (5) 測量成果簿 | 2部 (報告書内) |
| (6) 照査報告書 | 1部 (報告書内) |
| (7) 打合せ記録簿 | 1部 (報告書内) |
| (8) 上記電子データ | 2部 (CD-R 又は DVD) |
| (9) その他必要資料 | 1式 |

(準拠図書)

第12条 受注者は、業務に当たり下記に挙げる図書に準拠して行う。また、これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| (1) 都市公園技術標準 | (国土交通省) |
| (2) 都市公園技術標準解説書 | ((一社) 日本公園緑地協会) |
| (3) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン | (国土交通省) |
| (4) ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり | ((一社) 日本公園緑地協会) |

- (5) ユニバーサルデザインのみちづくり施設整備マニュアル (三重県)
- (6) 構内舗装・排水設計基準 (国土交通省)

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.1

明示項目	明示事項（条件及び内容）	
ア 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等共通仕様書（三重県）【平成27年11月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和3年4月） <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等共通仕様書（三重県）第1102条中の「『書面』とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものであるのは「『書面』とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したもの」と、第1108条中「署名押印」とあるのは「記名（署名または押印を含む）」と読み替えるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【令和2年8月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和3年4月） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
イ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後 14 日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
ウ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CAL S 電子納品運用マニュアル【令和2年8月改訂】によるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 2部 □（ ）部 ）とする。指示する期日までに提出する成果物あり。（概算数量総括表 令和3年10月中旬まで） <input checked="" type="checkbox"/> 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易フレイム、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（成果物の印刷物（黒表紙の金文字製本）を2部提出する。	
エ 工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり （別途業務名：津市立豊津幼稚園解体工事に係る設計業務委託） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
オ 管理技術者の要件	管理技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者 ）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 （ <input checked="" type="checkbox"/> 道路部門 □ 部門、 □ 部門・科目を問わない） <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> R C C M の資格保持者 （ <input checked="" type="checkbox"/> 道路部門 □ 部門を問わない） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和3年4月

特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

No.2

明示項目	明示事項 (条件及び内容)
カ 照査技術者の要件	<p><input checked="" type="checkbox"/> 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。</p> <p><input type="checkbox"/> 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 ()</p> <p>照査技術者は、(<input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者) とする。 ()</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 技術士 <input checked="" type="checkbox"/> 道路部門 <input type="checkbox"/> 部門、 <input type="checkbox"/> 部門・科目を問わない) <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者 (技術管理者) <input checked="" type="checkbox"/> R C C M の資格保持者 <input checked="" type="checkbox"/> 道路部門 <input type="checkbox"/> 部門を問わない) <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>
キ 照査の実施	<p><input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。</p> <p><input type="checkbox"/> 詳細設計照査要領 (国土交通省大臣官房技術調査課監修 (平成29年3月版)) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (別途協議)</p>
ク 打合せ等	<p><input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等着手時及び成果物納入時 (成果物案の打合せ時を含む) 及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せ回数は 2 回とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者については (<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務着手時 <input type="checkbox"/> 中間打合せ 回 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物納入時 (成果物案の打合せ時を含む)) の打合せに出席するものとする。</p>
ケ 資料の貸与	<p><input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 (地形測量CADデータ)</p>
ク 業務条件	<p><input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。</p>
コ その他	<p><input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づき認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。</p> <p>検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物製 (設計図面、数量計算書等) の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。</p>

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和3年4月

特記仕様書（測量業務条件一覧表）

No.1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 適用基準等	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 測量業務共通仕様書（三重県）【平成27年11月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和3年4月） <input checked="" type="checkbox"/> 測量業務共通仕様書（三重県）第2条中「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものとあるのは、「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものと読み替えるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共測量作業規程（作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号、平成23年国土交通省告示第334号、平成25年国土交通省告示第286号、平成28年国土交通省告示第565号及び令和2年国土交通省告示第461号により一部改正）準用） <input type="checkbox"/> 用地測量及び用地調査等業務について、別途に定めがあるものは、それによる。 <input type="checkbox"/> 三重県土地改良事業測量作業規程（農林水産省農村振興局測量作業規程準用） <input type="checkbox"/> その他（ ）
イ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後14日以内に測量作業計画書（作業内容、作業工程表、業務従事者の氏名及び資格使用機器等を明記する。）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 本測量作業に使用する主要機器（トータルステーション、トランジット、レベル、光波測距儀等）については、第三者機関で検定を行いその証明書の写真と測量作業計画書に添付すること。 <input type="checkbox"/> 本測量作業において基準点測量を実施する場合の既知点は、 （ <input type="checkbox"/> 既設の基準点（1～4等三角点又は1～3級基準点） <input type="checkbox"/> 任意の基準点 <input type="checkbox"/> 他業務において設置されている基準点）とする。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 作業完了後は、精度管理表を提出すること。ただし、監督員が必要ないと判断したものでない場合は除外する。 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和2年8月改訂】によるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> （ ）部）とする。 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とし）を1部提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり （別途業務名 ） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 資料の貸与	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。 （地形測量CADデータ）
カ 業務条件	<input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計変更を行う際には、設計業務等変更ガイドライン（三重県県土整備部 令和3年2月）を参考とする。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） <input type="checkbox"/> 業務委託の遠隔による打合せ等に関する試行要領（案）（三重県県土整備部 令和2年12月）の対象業務とする。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
キ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注)

- 上記受託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
- 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打ち合せ等により協議するものとする。

津 市
令和3年4月

特記仕様書 (地質・土質調査条件一覧表)

No.1

明示項目	明示事項 (条件及び内容)
ア 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 地質・土質調査業務共通仕様書 (三重県) 【平成27年11月制定】 令和3年4月) 部分改正を行った内容も含む (最新改正 <input checked="" type="checkbox"/> 地質・土質調査業務共通仕様書 (三重県) 第102条中の「〔書面〕とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したもの」とあるのは、「〔書面〕とは、発行年月日を記録し、記名 (署名または押印を含む) と読み替えるものとする。第109条中「署名押印」とするのは「記名 (書面または押印を含む)」と読み替えるものとする。 <input type="checkbox"/> その他 ()
イ 業務計画等	<input type="checkbox"/> 契約締結後 日以内に業務計画書 (工程表) を監督員に提出する。 <input type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書 (工種、設計数量、実施数量等を記載) を監督員に提出する。 <input type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他 ()
ウ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CAIS電子納品運用マニュアル【令和2年8月改訂】によるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、(<input checked="" type="checkbox"/> 2部 () 部) とする。 <input type="checkbox"/> ※コアの提出要否 (原則提出) <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果物あり。() <input checked="" type="checkbox"/> 検査用として成果物の印刷物 (A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ) を1部提出する。 <input type="checkbox"/> 地盤情報データベースの登録の必要あり。 (検定及び登録機関：一般財団法人国土地盤情報センター (https://ngic.or.jp/)) 検定料金は、(<input type="checkbox"/> A検定 <input type="checkbox"/> B検定) により費用を計上。 <input type="checkbox"/> ※受注後、これにより難い場合は設計変更の対象とする。 <input type="checkbox"/> その他 ()
エ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり (別途業務名) <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり (別途資料作成必要あり) <input type="checkbox"/> その他 ()
オ 資料の貸与	<input type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。
カ 業務条件	<input type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。
キ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 <input type="checkbox"/> その他

(注)

- 1 上記受託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
- 2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
- 3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打ち合せ等により協議するものとする。

津 市
令和3年4月

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
<p>暴力団等の不当介入の排除等</p>	<p>本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受注者等の義務 2 受注者等の義務 3 受注者等の義務 4 受注者等の義務 <p>本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。))は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 2 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 3 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 4 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならぬ。 <p>なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 2 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると思われるときは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づき指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 3 上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 <p>契約等については、これを解除することができる。</p>
<p>配慮依頼事項</p>	<p>本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。</p> <p>なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものではありません。受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対し、不利益を課すものではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下請契約又は再委託(一次下請以下降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の利用人等が必要となる場合は、利用人等に市民を活用すること。
<p>津市公契約条例</p>	<p>本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受注者等の責務 1 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 2 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 3 受注者等は、労働者に対する労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 4 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用しよう努めなければならない。 5 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならぬ。 6 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならぬ。 <ol style="list-style-type: none"> 2 公契約の解除等 2 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 1 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 2 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 3 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 4 (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 5 特定公契約にあつては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
<p>労働環境の確保に係る誓約事項</p>	<p>津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関からは正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等</p>	<p>本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、下記のとおり徹底を図るものとする。 1 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒機の設定や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「3つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、3つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。 3 業務等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。 4 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。 5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。 6 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。)であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。 7 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、履行条件、履行方法等に変更の必要があると認めるときは、津市設計業務等委託契約約款第19条(設計図書等の変更)の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。この場合において必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料の変更の対象とするものとする。</p>

前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めるときは、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。